

○広島修道大学大学院休学等学生の身分異動に関する細則

(趣旨)

第1条 この細則は、広島修道大学大学院学則（以下「学則」という。）第44条第6項、第46条第2項及び第49条第3項に基づき、休学、復学、退学及び再入学の手續について、必要な事項を定める。

(休学)

第2条 休学しようとする者は、所定の休学願いを提出しなければならない。

- 2 傷病の場合は、医師の診断書を添付しなければならない。
- 3 傷病以外の事由の場合は、あらかじめ指導教員の下承を得なければならない。

(休学期間)

第3条 休学期間は、当該学期末又は当該年度末までとする。

(休学期間の延長)

第4条 休学期間を延長しようとする者は、休学期間満了までに願い出なければならない。

(諸納付金の減免)

第5条 休学期間中の在学料その他諸納付金の納入の減免を願い出る者は、所定の減免願いを提出しなければならない。

(復学の時期)

第6条 休学期間を満了した者及び休学事由の消滅により復学を許可された者は、学期初め又は学年初めに復学するものとする。

(履修指導)

第7条 復学をした者の授業科目の履修は、復学年度にかぎり所属研究科長の指示に従わなければならない。

(退学)

第8条 退学しようとする者は、所定の退学願いに学生証を添えて提出しなければならない。

- 2 傷病の場合は、医師の診断書を添付しなければならない。
- 3 傷病以外の事由の場合は、あらかじめ指導教員の下承を得なければならない。

(再入学)

第9条 次の各号に掲げる者が、再入学をしようとするときは、学期末又は年度末までに所定の再入学願いを提出しなければならない。

- (1) 願いによって本学を退学した者
- (2) 学則第48条第2号により除籍された者

(諸納付金滞納による除籍者の再入学)

第10条 学則第48条第3号により除籍された者が、再入学をしようとするときは、除籍通知発信の日から2週間以内に、所定の再入学願いに滞納理由と将来滞納しない旨を記した誓約書を添えて提出しなければならない。

2 前項に基づいて再入学を許可された者は、許可のあった日から1週間以内に滞納諸納付金及び再入学金を納入しなければならない。

3 第1項に規定する期限を超えた者については、特別の理由がある場合に限り、翌学期又は翌学年に再入学を許可することがある。ただし、再入学が許可された日から1週間以内に再入学金を納入しなければならない。

(再入学の時期)

第11条 再入学を許可された者は、学期初め又は学年初めに再入学するものとする。

(再入学許可の取消し)

第12条 第10条第2項及び第3項に規定する納入期日までに所定の納付金が納入されない場合は、再入学の許可を取消す。

(再入学者の履修指導)

第13条 再入学を許可された者の授業科目の履修は、再入学年度に限り所属研究科長の指示に従わなければならない。

(事務担当)

第14条 この細則に関する事務は、教学センターが担当する。

(細則の改廃)

第15条 この細則の改廃は、大学評議会の議を経て学長がこれを行う。

附 則

1 この細則は、2008年6月5日に制定し、同日から施行する。

2 この細則は、規程等整理の方針に基づき、2011年9月29日に改正し、同日から施行する。

3 この細則は、2015年9月3日に第14条を改正し、2015年10月1日から施行する。